

平成十年農林水産省令第六十三号

中心市街地の活性化に関する法律第五十四
条に規定する業務に係る食品等流通合理化
促進機構に関する省令

中心市街地における市街地の整備改善及び商業
等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年
法律第九十二号）を実施するため、中心市街地に
おける市街地の整備改善及び商業等の活性化の一
体的推進に関する法律第二十七条に規定する業務
に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令を
次のように定める。

中心市街地の活性化に関する法律第五十四条
の規定により同条に規定する食品等流通合理化
促進機構の業務が行われる場合には、食品等の
流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施
行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）第
九条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは
「中心市街地の活性化に関する法律（以下「中
心市街地活性化法」という。）第五十五条の規
定により読み替えて適用する法第十八条第一
項」と、同令第十一条第二項中「法第十七条各
号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条各号
に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四
条各号に掲げる業務」と、同令第十四条中「法
第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「法
第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活
性化法第五十四条第一号に掲げる業務」とす
る。

附 則

この省令は、中心市街地における市街地の整
備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律の施行の日（平成十年七月二十四日）か
ら施行する。

附 則 （平成一八年八月一四日農林水産
省令第七三号）

この省令は、中心市街地における市街地の整
備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律の一部を改正する等の法律の施行の日
（平成十八年八月二十二日）から施行する。

附 則 （平成二六年七月二日農林水産省
令第四一号）

この省令は、中心市街地の活性化に関する法
律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十
六年七月三日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一〇月一七日農林水
産省令第六七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、卸売市場法及び食品流通構
造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改

正法」という。）の施行の日（平成三十年十月
二十二日）から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

- 一 次条の規定 改正法附則第一条第二号に掲
げる規定の施行の日（平成三十一年十二月二
十一日）
- 二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条
及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
（平成三十一年六月二十一日）

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の申請
に係る記載事項等の省略）

第 二 条

改正法附則第三条第五項の農林水産省令
で定める事項は、次に掲げる申請の区分に応
じ、それぞれ次に定める事項とする。

- 一 改正法第一条の規定による改正前の卸売市
場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下こ
の項において「旧卸売市場法」という。）第
二条第三項に規定する中央卸売市場（次項に
おいて「旧中央卸売市場」という。）に係る
改正法附則第三条第一項の申請 改正法第一
条の規定による改正後の卸売市場法（次号に
おいて「新卸売市場法」という。）第四条第
二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 旧卸売市場法第二条第四項に規定する地方
卸売市場（第三項において「旧地方卸売市
場」という。）に係る改正法附則第三条第三
項の申請 新卸売市場法第十三条第二項第三
号、第七号及び第八号に掲げる事項（都道府
県が別に定める場合にあつては、その事項）

旧中央卸売市場に係る改正法附則第三条第一
項の申請については、第一条の規定による改正
後の卸売市場法施行規則（次項において「新卸
売市場法施行規則」という。）第二条第三項の
規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで
に掲げる書類の添付を省略することができる。

旧地方卸売市場に係る改正法附則第三条第三
項の申請については、新卸売市場法施行規則第
十七条第三項の規定にかかわらず、同項第一号
から第三号までに掲げる書類（第一号二及び水
に掲げる書類を除き、都道府県が別に定める場
合にあつては、その書類）の添付を省略するこ
とができる。

（畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部
改正に伴う調整規定）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日が畜産経営の安定に関する法律施行規則等の

一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省
令第五号）の施行の日以後となる場合には、第
四条の規定は、適用しない。